

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金 キッチンカー確認票（第12期）【仙台市以外】

キッチンカーを店舗に準ずる取扱いとするため、原則、車両1台につき1申請となります。

【確認の手順】

キッチンカーについては、通常の店舗と営業形態が異なるため、事業者が該当市町村に協力金の申請を行う際には、事前に本確認票で下記の項目について確認をさせていただきます。

キッチンカー事業者が協力金の申請を行う場合には、事前に県（富県宮城推進室）に本確認票及び添付資料を提出いただきます。

県は確認票及び添付資料をもとに、従来の営業形態や要請への協力状況等を確認し、協力金の支給要件の有無を判断し、該当市町村に連絡します。

支給要件を満たす場合には、キッチンカー事業者が該当市町村に申請し、該当市町村から事業者に対し協力金を支給します。

	項目	回答欄
1	事業社（者）名	
2	代表者名	
3	連絡先電話番号	
4	事業社（者）の住所	
5	開業日	年 月 日
6	飲食店営業許可書番号	
7	車両ナンバー	
8	従前の営業時間 従前から、午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は対象外となります。	: ~ :
9	要請期間中の出店計画（日時・期間、場所） 要請期間中の午後8時から午前5時までの時間に対象区域に出店を計画していない場合は対象外となります。	日時・期間： 場所（住所）：
10	事前確認のための提出書類 該当市町村に申請する際には、別途、該当市町村が定める資料の提出が必要となります。 右記に記載した書類のほかにも、必要に応じて追加で資料の提出を求める場合があります。	従前、午後8時以降に営業していたことがわかる書類 要請期間の午後8時から午前5時までの間、対象区域で出店する予定であったことが確認できる資料 （道路占有許可、使用許可等により常設され施設性を有することが確認できるもの） 営業形態がわかる写真等（使用権限を有するテーブルやイスを備えた飲食スペースがあることが確認できるもの） 飲食スペースを有さず、テイクアウトや物販店舗と同様と判断される場合には対象外となります。

【問い合わせ先】 宮城県経済商工観光部富県宮城推進室

TEL: 0 2 2 - 2 1 1 - 2 7 9 2 FAX: 0 2 2 - 2 1 1 - 2 7 1 9

メール: fukensuis@pref.miyagi.lg.jp